

7月1日から市の公共施設はすべて **敷地内禁煙** になります

たばこを吸わない人が、望んでいないのに受動喫煙にさらされてしまうという問題を解決するため、平成30年7月18日に健康増進法が改正されました。

この法改正で、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方が利用する施設(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)については、6月30日までに敷地内禁煙にしなければならないとされました。

これを受け、市では**7月1日から市のすべての公共施設を敷地内禁煙**とします。

たばこを吸わない人・吸う人それぞれが尊重し合う社会の実現に向けて、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【主なルール】令和2年4月1日から

●禁煙となるもの(敷地内禁煙)

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機

※**下線**の施設については7月1日から

●屋内禁煙となるもの(喫煙専用室内での喫煙可)

上記以外の多くの方が利用する施設(飲食店含む)、旅客運送事業船舶、鉄道

【その他のルール】

●既存特定飲食施設(経営規模の小さい店舗)

別に法律の定める日までの間の措置として、標識の掲示により喫煙可

【受動喫煙とその影響】

喫煙者が吸っている煙だけではなく、タバコから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん、多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。

受動喫煙による健康への影響は深刻です。特に肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)の4疾患については、受動喫煙との関連が「確実」とであると判定されています。



問合先 健康推進課(甚目寺保健センター) ☎443・0005

令和元年度 第1回あま市訪問基準緩和型サービス従事者研修 受講生募集

市では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しています。

訪問型サービス・通所型サービスには以下の2点があります。

- これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護に準じた基準の訪問従来型サービス・通所従来型サービス
- これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護の人員や運営、サービス内容等の基準を緩和した訪問基準緩和型サービス・通所基準緩和型サービス

今回の研修は、市が指定する訪問基準緩和型サービス事業所に従事する方を養成する研修です。

日時 7月18日(木) 午前9時～午後4時30分
7月19日(金) 午前9時～午後0時20分 の2日間

場所 甚目寺庁舎 第1会議室(東)

対象者 訪問基準緩和型サービス事業所で従事する予定(希望)のある方

定員 10人

研修内容 研修の詳細については、市公式ウェブサイトからご確認ください。

受講料 無料

申込 7月1日(月)から16日(火)まで高齢福祉課(甚目寺庁舎)までご連絡ください。

※注意 **申込締切日に申込み人数が3人未満の場合は開催を中止する場合があります。**

申込・問合先 高齢福祉課 ☎444・3141